

第1330号

AFN-1330

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 8/31 (月)

『コロナ禍政策金融と国税の取組 パンフレットを更新ー財務省』

財務省は今日3日、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する一連の支援策を更新した。これまでの金融措置(45兆円規模)に加え、○一連の支援の拡充等(67兆円) ○資本性資金による支援(12兆円) ○金融機能強化法に基づく資本参加枠の確保(15兆円)を決定。パンフレットは、第三版となる。

随所で拡充がなされた、資金繰り支援(政策金融)。政府系金融機関が行うのは、【新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設】中小事業で上限6億円、国民事業で上限8千万円(別枠)、マル経融資及び衛経融資で上限3千万円(別枠)【危機対応業務】シニアローンで上限6億円、資本性劣後ローンで上限7.2億円 中堅・大企業向けの場合は原則上限なし【実質無利子化[特別利子補給制度]】中小事業で上限2億円、国民事業で上限4千万円【日本公庫等の既往債務の借換】中小事業で借換限度額6億円、国民事業で借換限度額8000万円【衛生環境激変対策特別貸付】旅館業向けで上限3千万円、飲食店及び喫茶店営業向けで上限1千万円、等。

民間金融機関の行うものとしては、【セーフティネット保証】4号が全都道府県対象、5号が全業種対象に。【危機関連保証】全国・全業種に対し上限2.8億円、等。

感染症拡大防止に
ご協力ください



『コロナ禍で課題山積 労働衛生週間実施へ』

全国労働衛生週間は昭和25年以来、今年で71回目の開催となる。この活動は自主的労働衛生管理活動を通じ、労働者の健康確保についての役割を果たしているところだが、脳・心臓疾患・精神障害の労災認定件数はここ数年700件台で推移、仕事や職業生活に強い不安、悩みまたはストレスを感じる労働者は半数を超えているのが現状だ。過労死という最悪の事態を招かないように、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が求められている。現在、日本の労働人口の約3人に1人は何らかの疾病を抱えながら働いている。今後、少子化が進めば高年齢労働者が今以上に増えることが予想されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために3つの密を避けながら業務を行う必要もあり、労働者の健康確保が重要な課題となることは間違いない。多くの企業にとって、労働者の健康問題は経営課題として取り上げるべき問題となっている。

厚生労働省及び中央労働災害防止協会は今年の全国労働衛生週間のスローガンとして「みなおして職場の環境からだの健康」を採用、10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間として積極的な活動を行う予定だ。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com